別表第四（第七条の二の四関係）

一～三	（略）		（略）
四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	（略）
五～二十二	（略）		（略）
二十三	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く。）	×	
二十四～二十六	（略）		（略）
二十七	水銀圧入法測定装置		
二十八	（略）		（略）
二十九	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）		
三十	容積形力計		
三十一	滴下水銀電極		
三十二	（略）		（略）
三十三	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）		
三十四～四十三	（略）		（略）
備考　（略）			

別表第五（第七条の八の三関係）

一～四　（略）
五　弾性圧力計
六　圧力伝送器
七～十三　（略）
十四　放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く。）
十五～十八　（略）
十九　容積形力計
二十　（略）
二十一　滴下水銀電極
二十二～二十四　（略）

別表第四（第七条の二の四関係）

一～三	（略）		（略）
四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×	（略）
五～二十二	（略）		（略）
（新設）			
二十三～二十五	（略）		（略）
（新設）			
二十六	（略）		（略）
（新設）			
（新設）			
二十七	（略）		（略）
（新設）			
二十八～三十七	（略）		（略）
備考　（略）			

別表第五（第七条の八の三関係）

一～四　（略）
五　弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）
六　圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）
七～十三　（略）
（新設）
十四～十七　（略）
（新設）
十八　（略）
（新設）
十九～二十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。